

静岡県告示第19号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第8項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について（令和元年11月28日静岡県公表一部改正）を変更したので、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和2年1月17日

静岡県知事 川勝平太

第3の【期間別の数量】の表の一部を次のように改める。

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	17.8トン
うち平成31(2019)年4月から令和元年7月まで	0.9トン
令和元(2019)年8月から11月まで	1.3トン
令和元(2019)年12月から令和2(2020)年3月まで	15.6トン

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	6.6トン
うち平成31(2019)年4月から令和元年7月まで	2.2トン
令和元(2019)年8月から11月まで	2.3トン
令和元(2019)年12月から令和2(2020)年3月まで	2.1トン